

平成30年2月

美里町教育委員会定例会会議録

平成30年2月教育委員会定例会議

日 時 平成30年2月26日(月曜日)

午後2時00分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員(5名)

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

2番 委 員 成 澤 明 子

3番 委 員 留 守 広 行

4番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 須 田 政 好

教育総務課課長補佐 角 田 克 江

主幹兼学校給食係長 小 南 友 里

学校教育専門指導員 岩 淵 薫

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍聴者 なし

議事日程

第 1 議席の決定

第 2 会議録の承認

第 3 会議録署名委員の指名

・ 報告事項

第 4 行事予定等の報告

第 5 教育長の報告

第 6 教育委員会教育長職務代理者の指名について

- 第 7 報告第 39 号 平成 29 年度生徒指導に関する報告（1 月分）
- 第 8 報告第 40 号 平成 29 年度学習・生活習慣調査（第 5 回）に関する報告
- 第 9 報告第 41 号 区域外就学について
- 第 10 報告第 42 号 指定校の変更について
- ・ 審議事項
- 第 11 議案第 21 号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出について
- 第 12 議案第 22 号 美里町教育振興基本計画（案）に係る意見の募集結果について
- 第 13 議案第 23 号 美里町学校施設長寿命化計画（案）に係る意見の募集結果について
- ・ 協議事項
- 第 14 「平成 30 年度 美里町の教育」について
- 第 15 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- ・ その他
- 第 16 小中学校卒業式及び幼稚園修了式について
- 第 17 平成 30 年 3 月教育委員会定例会の開催日について
-

本日の会議に付した事件

第 1 議席の決定

第 2 会議録の承認

第 3 会議録署名委員の指名

・ 報告事項

第 4 行事予定等の報告

第 5 教育長の報告

第 6 教育委員会教育長職務代理者の指名について

・ 審議事項

第 1 1 議案第 2 1 号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出について

第 1 2 議案第 2 2 号 美里町教育振興基本計画（案）に係る意見の募集結果について

第 1 3 議案第 2 3 号 美里町学校施設長寿命化計画（案）に係る意見の募集結果について

・ 協議事項

第 1 4 「平成 3 0 年度 美里町の教育」について

第 1 5 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

・ その他

第 1 6 小中学校卒業式及び幼稚園修了式について

第 1 7 平成 3 0 年 3 月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

・ 報告事項

第 7 報告第 3 9 号 平成 2 9 年度生徒指導に関する報告（1 月分）【秘密会】

第 8 報告第 4 0 号 平成 2 9 年度学習・生活習慣調査（第 5 回）に関する報告【秘密会】

第 9 報告第 4 1 号 区域外就学について【秘密会】

第 1 0 報告第 4 2 号 指定校の変更について【秘密会】

午後2時10分 開会

教育長（大友義孝） それでは、ただいまから平成30年2月教育委員会定例会議を始めさせていただきます。

まず、議事日程といたしましては1から17までございます。委員の皆さんのいろいろな意見、そして質疑をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、今回は平成27年4月1日から改正されました地方教育行政に関する組織及び運営に関する法律が改正されまして、2月20日から教育長、それから委員が就任してございます。そこで、後藤眞琴委員さんには前は教育委員長としてお務めをいただきました。それから佐々木賢治前教育長には2月19日で退任なされまして、私が就任をさせていただいたわけでございます。今回につきましては、議席がまだ定まっておられませんので、議席からまず決めていきたいと思っております。

それでは、本日の議事に入ります。

日程 第 1 議席の決定

教育長（大友義孝） 日程第1、議席の決定についてを行います。議席の決定については、いかがいたしましょうか。いろんな方法がございましたけれども、これまでは1番から5番までということで、5番目に教育長が入っておったんですけれども、5番委員さんというのは教育長ではなかったですね。1番から、教育委員としては5番の席だったか。教育長としては別物だったものが、今回法律の改正によってそれがなくなったということになりますので、1番から4番までということになってまいります。そこで、いろんな決め方がございますけれども、1番をこれまでどおり後藤委員さんにお務めいただいて、そして2番委員さんは現在成澤委員さんですね。それから3番委員さんは留守委員さん、4番委員を千葉委員さんと現在はなっているようでございますけれども、これですよろしければ皆さんのご同意を賜りたいと思っておりますが、いかがでございますか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） 大変ありがとうございます。

そういったことで、1番委員さんは後藤委員さん、2番委員は成澤委員さん、3番委員を留守委員さん、4番委員を千葉委員さんということにさせていただきます。ありがとうございます。

す。

それでは次に入りますが、まず一つ、本日の出席委員でございますけれども、教育長、それから委員 4 名全員でありますので、この教育委員会定例会は成立しておることを宣言いたします。

なお、説明員としては、今はまだ来ておりませんが、須田教育次長兼教育総務課長、角田教育総務課課長補佐、小南主幹兼学校給食係長が出席しております。

また、一部の協議事項で追加説明員ということで岩淵学校教育専門指導員、それから齋藤青少年教育相談員が入室いたしますことをお許しいただきたいと思えます。

日程 第 2 会議録の承認

教育長（大友義孝） それでは、議席も決まり、本日の成立に引き続きまして、日程第 2、会議録の承認に入りますが、前回の会議の会議録、議事録は次の定例会にて確認を行うということになってございますが、この辺の説明については事務局にお願いしたいと思います。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、日程 2 の会議録の承認でございますが、今回委員の皆様へ承認をいただきたいのは平成 29 年 12 月の臨時会の会議録になります。といいますのは、前回の会議のときに、私が臨時会の会議録を修正が足りない状態で委員の皆様にお渡ししてしまったということがございましたので、再度私が確認をしまして、今回また委員の皆様へ再確認をお願いしたところでございます。私が直し切ったつもりでお渡ししたところが、まだ修正が必要な箇所が何カ所かございますので、その部分について説明をいたしたいと思います。

まず、12 月臨時会の会議録の 9 ページ目、下から 10 行目になりますけれども、「あわせて 16 の個別に分けています」とありますが、こちらについては「あわせて 16 の個別分野に分けています」となります。「個別」の後に「分野」を追加願います。

続きましては、20 ページ目の上から 2 行に、こちらは後藤委員長の発言ですが、「そういう状態を捕まえていないんですよ」を「そういう現状を捉えていないんですよ」に修正をお願いいたします。

続きましては、29 ページです。こちら真ん中あたりに後藤委員長の発言がありますが、「次長が言葉にしているみずから」で始まる発言の中で「みずからというのは名詞で」という

のがありますが、ここは「名詞」ではなく「副詞」に修正をお願いします。

今回指摘を受けた主な部分につきましては以上ですが、その他軽微なてにをはの修正につきましては教育長、それから事務局で責任を持って修正をかけますので、本日承認をお願いしたいと思います。それから、大変申しわけございませんが、平成30年1月定例会の会議録につきましてはまだ確認が終わっておりませんで、次回の会議のときまでに皆様のお手元に配付できるよう確認をさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくをお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

教育長（大友義孝） それでは、会議録の承認でございますけれども、平成29年12月臨時会、それから平成30年1月と、それから2月臨時会、こちらの部分もありますのでこれは早急に調製をしなければならないと。その後に公開している形になりますので、調製後の会議録について、委員の皆さんに確認をしていただくということをしないと公表はできないこととなりますので、よろしくをお願いしたいと思います。まず、ただいま平成29年12月の説明をいただいた件についてですが、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） そのように決定いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次の教育委員会定例会にはかけられるようにひとつ頑張ってくださいと思います。（「ありがとうございます」の声あり）

日程 第 3 会議録署名委員の指名

教育長（大友義孝） 日程第3、会議録署名委員の指名ということでございますけれども、会議録署名委員は教育長から指名することになりますので、今回は1番の後藤委員、2番の成澤委員をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、美里町教育委員会の会議規則第22条第3項によりまして、議事録に後ほど調製が整った暁には、ご署名のほど、ひとつお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

報告事項

日程 第 4 行事予定の報告

教育長（大友義孝） 次に、報告事項に入ります。報告事項は、このように日程第2から日程第12まででございます。お諮りいたしますが、以前より申し合わせをいたしておるところでございますが、非公開事項となる、要するに秘密会については全ての日程の最後に行うことにしたいと思っております。

したがいまして、本日の日程でいいますと「日程第7 報告第39号 平成29年度生徒指導に関する報告（1月分）」それから「日程第8 報告第40号 平成29年度学習・生活習慣調査（第5回）に関する報告」それから「日程第9 報告第41号 区域外就学について」「日程第10 報告第42号 指定校の変更について」は個人情報等を含む議事でありますので非公開とすべきと考えております。

お諮りいたします。報告第39号から報告第42号まで秘密会といたしたいと思いますが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） ご異議なしと認めます。

よって、報告第39号から報告第42号まで、こちらは全ての日程が終了した後の最後の日程を行うことを決定いたしました。

今日はまだ傍聴者の皆さんがいらっしゃいませんけれども、秘密会においては傍聴者の皆様の退出をお願いすることになります。

それでは次に、報告事項に入ってまいります。

日程第4、行事予定等の報告を行います。事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、私から、3月の行事予定について皆様にあらかじめ配付いたしました行事予定表に基づきまして報告をさせていただきます。主なものについてのみ報告いたします。

まず、3月2日金曜日ですが、美里町議会3月会議が始まります。会期につきましては3月下旬までの予定となっております。こちらには教育長、教育次長が出席いたします。

それから、3月9日金曜日、町内中学校の卒業式です。小牛田中学校と南郷中学校は9時30分開式、不動堂中学校が10時から開式になります。こちらには教育長、それから教育委員さんへ出席をお願いいたします。その他で日程調整をお願いいたします。

それから、3月11日は宮城鎮魂の日となっております。

3月15日木曜日ですが、町内各幼稚園の修了式が行われます。9時30分から開式となります。この日は定例の行政区長会議も開催されまして、会場は中央コミュニティセンターです。

翌16日金曜日、町内各小学校の卒業式が開催されます。小牛田小、北浦小、中埜小、青生小は9時30分開式、不動堂小学校、南郷小学校は10時から開式です。

そして、3月23日金曜日ですが、町内の小中学校の修了式、それから幼稚園の終業式が行われます。

それから、欄外になりますが、はなみずき教室ですが、3月も毎週火曜日、木曜日、中央コミュニティセンター、農村環境改善センターを会場に開催されます。

続きまして、年度初めの行事予定についてもあらかじめ触れておきたいと思います。

まず、4月2日月曜日ですが、中央コミュニティセンターにおきまして辞令交付式が開催されます。

4月3日火曜日が、教職員一斉赴任日です。

4月4日水曜日、町立の小中学校教職員の宣誓式が南郷庁舎の多目的ホールで午後1時30分から行われます。

それから、4月9日月曜日、平成30年度の第1学期の始業式、同じく4月9日に平成30年度小中学校の入学式が行われます。

翌4月10日火曜日は、平成30年度幼稚園の入園式、4月27日金曜日が、平成30年度の転出入教職員歓送迎会が壽開館で午後6時から開催の予定であります。

事務局からは以上です。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま行事予定ということで報告がありましたが、皆さん、質疑ございませんか。大丈夫ですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） 行事予定の報告は以上で終了させていただきます。

日程 第 5 教育長の報告

教育長（大友義孝） 次に、日程第5、教育長の報告を行います。それでは、私から報告をさ

せていただきます。

行事予定の次に教育長報告がございますので、そちらを見ていただきたいと思います。

まず、大きく4つほど分けてございますので、それぞれ説明をつけ加えさせていただきたいと思います。

1番目の平成30年2月校長会定例会の主な内容ということで、裏面に印刷してございまして、2月校長会の部分では、これは2月9日にも校長会を行っておりますが、先日確認の意味で校長会をさせていただきました。これは2月20日に開催させていただきましたが、内容については、確認の意味でしたので同じ内容となります。この抜粋でございますけれども、「はじめに」ということで、町長の政策と主な施策について校長会の中で情報伝達いたしております。それから、教育長の任期について、新しい制度の導入だということでございます。

それから、大きな2点目の平成30年3月31日と4月1日付の教職員人事異動関係について、これも(1)から(5)まででございますけれども、内々示については3月5日月曜日の4時以降を予定していると。内示については3月20日火曜日の3時以降を予定してございます。

それから、発表でございますけれども、これは校内発表ということで学校の全教職員に伝達する部分もございまして、それから新聞報道、マスコミ等にも発表をすることになりますが、マスコミ等においては3月23日金曜日の夕刊には多分間に合うと思います。3月24日の朝刊におそらく出てくると思っております。この辺については、まだあくまでも県教育委員会では予定ということになっているようでございますけれども、ほぼこの線でいくということになりつつあります。

次に、3番、4番については、教職員さん、それから事務職員さんもいるんですが、勤務成績の報告書を提出してくださいということとか、学校の管理運営について、このようなことを伝達いたしております。

それから、5番目は、卒業式・修了式の実施。

6つ目が、諸連絡ということでございまして、これは新年度になってからの教職員の赴任の関係等で、先ほど事務局から説明があった内容と相違はございません。

以上が、校長会定例会で伝達した内容でございます。

前に戻っていただきまして、教育長の報告ということで四角い表でありますけれども、中央のラインで、18日日曜日のところまでは前佐々木賢治教育長が出席していただいたものでございます。このような行事予定に出席しておりました。20日以降についてもこのような形で

進めてございます。本日の教育委員会定例会が2時からというところでございます。

今後でございますけれども、明日火曜日、これは町内の小中学校の教頭会がございます。

それから、あわせて午後からになりますが、遠田郡の教頭会が南郷庁舎で行われる予定となっております。

28日については、幼稚園長・保育所長会、3月2日からは議会3月会議になっております。

その他ということで、インフルエンザの感染による学級・学年閉鎖状況についてでございます。これはA3版の長い表を見ていただきますと、ここに学校別に載せてございます。今日が2月26日でございます、これを見ていただきますと青生小学校で学年閉鎖ということになっています。これは6学年の閉鎖で、実は先週の金曜日の時点では解消したということでみんな喜んでおったところでございます、また学年閉鎖を強られるということになってしまいます。これは2月19日から学年閉鎖というのはちょっと間違いです。一回22日、23日と途切れて、そしてまた出てしまったという解釈になると思いますので、たしか22日、23日は一回途切れているはずで、そしてまた学年閉鎖ということになったと思いますけれども、この辺のところを私はそう聞いておったんですが、それから27日明日以降も今の状況から見ると、また学級閉鎖に不動堂小学校の1年2組と、それから北浦小学校の2学年、こちら辺も出てくるようになってございまして、今の状況はこのような形でございますので、インフルエンザについてはまだまだ猛威を振るってございますので、注意が必要ということでございます。

なお、青生小学校の学年閉鎖については、もう一度事務局に確認をさせていただきます、再度報告をさせていただきますと思います。

だいたい教育長の報告でございますけれども、皆様方から何かございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでございますか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、事務局で次のところをもう一度確認して、後ほど報告をお願いしたいと思います。

ここで暫時休憩をさせていただきます。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時40分

教育長（大友義孝） それでは、再開をいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） 休憩いただきましてありがとうございました。

それでは、町内のインフルエンザによる学級閉鎖の状況についてですが、まず青生小学校の2月26日からの学級閉鎖、これは誤りでございます。（「2月26日」の声あり）2月26日月曜日の欄に2月19日から学年閉鎖と青生小学校にあります。こちらは誤りでございます。すみません。それで、教育委員会開始後に入った情報ですが、小牛田小学校の4年生が2月27日から3月2日まで学年閉鎖という情報が入っております。（「できれば、ほかはあるの」の声あり）他は情報は入ってきていないようです。

教育長（大友義孝） 2月26日の欄に、青生小学校のところで2月19日から学年閉鎖と2つあるのね。左側のほうはないという確認がとれたんだけど、26日の部分からあるというのは2月19日ではないということだよ。26日から。

教育総務課課長補佐（角田克江） いいえ、2月26日からのものはなしということになります。

教育長（大友義孝） 2月26日の部分がなしなので、その前の2月19日から21日まではあるの。

教育総務課課長補佐（角田克江） はい。こちらは学年閉鎖はありました。

教育長（大友義孝） わかりました。

教育総務課課長補佐（角田克江） すみませんが、訂正をお願いします。

教育長（大友義孝） ただいま事務局で訂正の部分がございましたので、せっかくですから後ほど改めて表はお渡ししたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

日程 第 6 教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長（大友義孝） それでは、日程第6に入ります。日程第6、教育委員会教育長職務代理者の指名についてを報告させていただきます。

この教育委員会教育長職務代理者につきましては、制度が変わりまして教育長が指名するという部分になってございます。1番委員の後藤委員を指名いたしましたので、委員の皆さんにご報告させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

各委員 「よろしくお願ひします」の声あり

教育長（大友義孝） それでは、さきに予定したとおり、報告第 39 号から報告第 42 号までは秘密会となりますので、議事は日程 17 の後に行うということになります。

審議事項

日程 第 11 議案第 21 号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出について

教育長（大友義孝） 次に、審議事項に入ります。日程第 11、議案第 21 号の美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

主幹兼学校給食係長（小南友里） では、議案第 21 号についてご説明させていただきたいと思います。

前回の 2 月 15 日の美里町教育委員会臨時会で委員の皆様にご意見をいただいたところでしたが、町長から美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について、内容の変更の申し出がございました。変更した内容で後日改めて意思決定をいたしたく、本日の審議事項の 21 号議案として美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）を提出させていただきました。

こちらの、まず前回との変更点についてご説明申し上げます。本日の 21 号議案をごらんください。この中で、給食費の額の決定に関するところがございます。前項の学校給食費の額は、美里町学校給食運営審議会条例（平成 30 年美里町条例第 4 号）第 1 条に規定する美里町学校給食運営審議会の答申に基づき、ここに、別表に掲げる額を超えない範囲において規則で定めるという部分が前回にはなかった部分ですけれども、今回入っているところがございます。現在の給食費条例ですけれども、給食費の額を上限設定を別表においてしてございます。金額は幾らかといたしますと、幼稚園の保護者及び職員に対する給食費の上限は 4 万 7,000 円になってございます。そして、小学校の児童と保護者、そして職員の給食費の上限というのは 5 万 5,000 円になっております。そして中学校の生徒の保護者及び職員の給食費の上限額というのは 6 万 7,000 円に設定されてございます。こちらの上限額については現在の給食単価、幼稚園が 235 円、小学校が 271 円、中学校が 330 円の単価となっております。学校給食施設の運営に関しては、200 日を上限に運営するというようになっておりますので、こちら 2

00日、最大限稼動したとすると、現在単価の上限は幼稚園で4万7,000円、小学校で5万4,200円、中学校で6万6,600円という数字になりますので、この最大限給食施設を運営させたとしての上限ということで、現在の条例で設定してございます。この条例で上限額を設定して、そして上限額を設定した上で、規則で具体的に給食費の額というのを運営審議会の答申に基づいて決定していくという形の条文になってございます。今回この別表に掲げる額を超えない範囲において規則で定めるという変更を加えたことにより、上限額が条例で定められた上で規則で定められますので、余り高額な形での給食費の額が決定されるということがなくなります。なので、保護者の方たちにとって、上限額が設定されることによって不利になるということはありませんので、こういった上限額を規則で、条例で定めた上で規則を改正するという形態に変更するような町長からの申し出がありましたので、教育委員会として、こちらの条例案で意思決定していただきたく、今回議案として上程させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長（大友義孝） 説明をいただきました。

では、質疑に入ります。ただいまの説明に、委員の皆様、ご質疑ございませんか。後藤委員、どうぞ。

教育長職務代理者（後藤眞琴） 次のページのものなんですけれども、改正案のところの3条第1項の給食に要する経費、これを給食費というところなんですけれども、今までの僕の理解では間違っているかと思えます。給食に要する経費というと人件費なんか全部含まれるような意味合いになるのではないかという感じがするんですけれども、そういう理解、今まで給食費というものは人件費なんかは含まれないで実費だけだという説明で、そう理解していたんですけれども、これも給食に要するという意味は、これは実費だけだという意味で使っているのかどうかちょっとお聞きしたいんですけれども。

主幹兼学校給食係長（小南友里）では、後藤委員のご質問にお答えいたします。こちらは給食費の額、保護者にご負担いただく額というのは実費、いわゆる食材に係る経費、賄い材料費を美里町としては給食費ということで保護者から徴収する経費としていただいております。人件費などはそこには含まれておりません。

教育長（大友義孝） よろしいですか。そのほか、ございませんか。（「私からいいですか」の声あり）

教育次長兼教育総務課長（須田 政好） 今、後藤委員がおっしゃったように、この条文だけから見ると給食に要する経費というのは、給食にかかわる人件費も含んだような形に、条文だ

けを見らるとなるので。ただ、学校給食の場合の、たしか法律等々では食材のみとうたっている項目があったと思います。

主幹兼学校給食係長(小南友里) これは現行の3条の第2項の部分ですね。前項において「保護者及び職員が負担すべき経費」とは、学校給食法第11条第2項において保護者の負担とされているものをいうという部分がございます。ここで食材費の部分が給食費として、人件費とか、その施設の運営のための修繕費であるとか、そういったところは除くということが書かれている条項でございますので。

教育長(大友義孝) そこで、今回第3条第2項が削除になるわけですね。それで果たして理解されるのかというところなんです。

主幹兼学校給食係長(小南友里) 2項の削除で新たに追加ですね。

教育長(大友義孝) 後藤委員。

教育長職務代理者(後藤眞琴) 前のだったら、第3条の第1項です。職員から、給食に要する経費のうち保護者等及び職員が負担すべき経費を給食費として徴収すると。この給食費の定義がはっきりしています。改正案では、給食に要する経費イコール給食費だと条文でうたっているとすると誤解を生む余地があるのではないかと、今小南さんから説明を聞いても思います。これは町長部局からこう訂正したほうがいいという提案で。

主幹兼学校給食係長(小南友里) そうです。

教育長(大友義孝) そうですか。今、後藤委員さんの質疑を通して、私もお伺いしたんですが、どうも現行の第3条の1項と2項があるから給食に要する経費の定義がはっきりしていたと。それが今回改正案ではこれがなくなってしまう。そこで、「児童生徒等以外の者で給食を受ける者から、給食に要する経費(以下「給食費」という。)」というだけの定義で、通じるのかというところがちょっと出てきたわけです。その辺のことについては、前回も給食費に関する条例改正は委員会の中で審議はされておったようでございますけれども、その時点ではまだそこまで改正はなかったということなんです。2項の追加ということだけですね。(「はい」の声あり)これはちょっと条例の改正ですので、これは町の議会の議決事項ということにもなりますので、この辺のところの解釈でありますから、再度確認をさせていただいて本日委員の皆さんに説明をするということにさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございますか。

各委員 「はい」の声あり

教育長(大友義孝) この議案は今回の議案に出ているんですね。

主幹兼学校給食係長(小南友里) そうです。出ます。

教育長（大友義孝）　ということは、議員の皆さんがもう、まだ3日前だから、ちょっとこの解釈をもう一度確認をしていただきたいと思います。よろしいですか。このまま何か教育委員会で決定してしまうとちょっと中身を確認したのかということになるので、これは中身は委員の皆さんご承知なんです。ただ、その定義が本当にここで崩れないか心配だ、という委員さんの質疑なものですから、それをしっかりと確認をお願いしたいと思っております。したがって、この部分に関しましては採決を後に回したいと思えますけれども、委員の皆さん、いかがでございますか。

各委員　「はい」の声あり

教育長（大友義孝）　そのように後で採決はさせていただきたいと思えます。

そのほかにこの議案に関する質疑がございますれば賜りたいと思えますけれども、なければ暫時休憩をさせていただきます。

休憩　午後3時04分

再開　午後3時09分

教育長（大友義孝）　それでは、再開をいたします。

先ほど、日程第11、議案第21号　美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出についてを議題といたしまして、説明を求めたところでございます。委員から質疑がございました。その部分につきまして、回答申し上げたいと思えますので事務局からお願いいたします。

主幹兼学校給食係長（小南友里）　ご回答申し上げたいと思えます。

こちら、学校給食に関する3条の2号につきまして、前項において「保護者及び職員が負担すべき経費」とは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項において保護者の負担とされているものをいうという文言が今回の改正案で削除されているのは、こちらは学校給食法でもう既に法律として規定されているもので、こちらを条文に記載することは重複表現になってしまいますので、この部分は学校給食法にもう既に規定されているものですので、今回はその表現を重複表現でありましたので削除してございます。なので、当然給食費を保護者から徴収する場合は、それ以上のもの、この部分が学校給食法で規定されていますので、この文言はなくなってもそれ以上のものを徴収するということはございませんので、ご安心くだ

さい。

以上です。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまの件について、よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、先ほどの議案第21号について保留しておりましたので、これから採決に入りたいと思います。（「すみません」の声あり）どうぞ。

教育長職務代理者（後藤眞琴） 第1条に規定をする美里町学校給食運営審議会の別表というのはいただいているんです。それはいただけるものなんではないでしょうか。ちょっとメモがあまりとれなかったのですが、もしできるのであれば。

主幹兼学校給食係長（小南友里） 現行の法例の上限額のところですね。（「はい」の声あり）では、現行の条例をお配りするという形をとらせていただきたいと思います。そうすれば皆さん、比較してその別表の内容もおわかりいただけるかと思っておりますので、そちらをお渡ししたいと思います。

教育長（大友義孝） 暫時休憩します。（「すみません」の声あり）

休憩 午後3時11分

再開 午後3時58分

教育長（大友義孝） 再開いたします。

議案第21号について、現在審議中でありませぬけれども、その他、質疑ございませぬか。

各委員 「ありませぬ」の声あり

教育長（大友義孝） 質疑なしと認めませぬ。質疑はこれにて終結いたしませぬが、討論に入ります。討論ございませぬか。

各委員 「ありませぬ」の声あり

教育長（大友義孝） 討論なしと認めませぬ。

これをもって討論を終結いたしませぬ。

これより、採決を行います。議案第21号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正す

る条例（案）の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに、委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

日程 第 1 2 議案第 2 2 号 美里町教育振興基本計画（案）に係る意見の募集結果について
教育長（大友義孝） それでは、続きまして日程第 1 2 に入ります。議案第 2 2 号 美里町教育振興基本計画（案）に係る意見の募集結果についてを行います。事務局から説明をお願いいたします。

主幹兼学校給食係長（小南友里）では、議案第 2 2 号 美里町教育振興基本計画（案）に係る意見の募集結果についてでございます。

こちら、パブリックコメントを平成 3 0 年 1 月 1 8 日木曜日から 2 月 1 6 日金曜日までの 3 0 日間行いました。その結果、意見の提出、意見の件数はございませんでした。意見の提出がなかったことから、特に意見を反映するという余地がございませんので、原案どおりこちらの美里町教育振興基本計画を意思決定していただきたく、本日上程いたしましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

美里町教育振興基本計画（案）でございますけれども、これについての意見募集についてパブリックコメントはなかったというご報告でありました。委員の皆さんからこの件について質疑ございますか。

各委員 「ありません」の声あり

教育長（大友義孝） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたし、これより討論に入りますが討論ございますか。

各委員 「ありません」の声あり

教育長（大友義孝） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

それでは、原案がこのとおり出されてございます。議案第22号 美里町教育振興基本計画（案）に係る意見の募集結果についてを採決することにいたします。本案を原案のとおり決することに、委員の皆さん、挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員でございます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

日程 第13 議案第23号 美里町学校施設長寿命化計画（案）に係る意見の募集結果について

教育長（大友義孝） 次に、日程第13、議案第23号、美里町学校施設長寿命化計画（案）に係る意見の募集結果についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。主幹兼学校給食係長（小南友里）では、議案第23号、美里町学校施設長寿命化計画（案）に係る意見の募集結果についてご説明申し上げます。

こちらパブリックコメントを平成30年1月18日から2月16日までの30日間実施いたしました。このパブリックコメントに対して意見の提出者についてはゼロ人、そして意見の提出件数もゼロ件でございました。こちら意見の提出がなかったことから、意見の反映といった余地はございませんので、原案のとおり、こちら、美里町学校施設長寿命化計画について意思決定していただきたく今回議案を上程させていただきました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、この件について質疑はございますか。

各委員 「ありません」の声あり

教育長（大友義孝） それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「ありません」の声あり

教育長（大友義孝） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。これより議案第23号 美里町学校施設長寿命化計画（案）に係る意見の募集結果についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに、委員の挙

手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

協議事項

日程 第14 「平成30年度 美里町の教育」について

教育長(大友義孝) それでは、続きまして、協議事項、日程第14、「平成30年度 美里町の教育」についてに入ります。事務局の説明をお願いします。

学校教育専門指導員(岩淵 薫) それでは、私から説明いたします。

委員さん方には適宜修正をするということで事前に配付してはありますが、これは次年度の各小中学校、幼稚園の教育計画に載せる都合がありますので、町の教育方針等がはっきりしないと小中学校、幼稚園も次年度の教育目標等を立てるのが難しいということになりますので、これを早く手にしなくてはならないということになります。それで、事務局で一応見え消しの端書きの部分と削除部分、それから手書きで書いているところは新たにつけ加える部分ということで提案したいと思います。それで、一応事前に配付して検討してもらっているかと思いますが、お1人ずつ簡単にご意見があったらお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長(大友義孝) それでは、ただいまの説明でございましたが、美里町の概要という部分での端書きの案と傍線の部分が削除、それから赤書きが新たに加える部分ということでございまして、委員の皆さんから意見がございましたら、どうぞお願いしたいと思います。事前に配付していただいたものなんですけれども、何かここをこのようにという部分があればお願いしたいと思います。後藤委員。

教育長職務代理者(後藤眞琴) 失礼します。赤の部分で、一つ一つ僕なりに。最初の部分は(3)小中学校の教育振興事業について、「誇りに思えるような」の「ような」を取ってすっきりさせるという意味だったと思います。それは別に問題ない。

それから、いじめ防止対策について「平成28年度に策定した」これも取ると。

次の不登校対策について、これは「青少年教育相談員を中心に」というところを「教育委員

会に設置し」というのはもう既に設置されているんですね。（「はい」の声あり）ですから、今までのところでいいのではないかと。青少年教育相談員を中心に教育委員会に設置し（「生かすということですね」の声あり）これをあえて訂正しなくてもいいのではないかとという部分。

それから、次の基礎学力の習得並びに学力の向上について。これは全部見ていると、学校教育専門指導員について言及しているところが全然ないですね。ですから、ここに入れたらいいのではないかとその文言は僕がメモしてきたものでは最初に「学校教育専門指導員を中心に教育委員会と学校が連携を密にし、また学力向上支援員を全小中学校に」、この「1人ずつ」は取っちゃって、今1人ずつなんですけれども、1人ずつというのを取っちゃって、あと同じで「小中学校に配置し、学校の指導体制を図りながら」でよいと思います。

次、のところ「今年度から新たに」というのを取るのというのを取ったほうがよいと思います。

それから、で英語教育指導の充実について。これはこういうことをしますということでのままでいいですね。

それから、主権者教育の充実について、まず自分の住んでいる町のことを中学3年生に知ってもらおうとって、ただ、「将来の町を支える住民」というのを「町民」にしたほうがあいいのかなと。

それから、幼稚園教育の充実についてというところは、これは「今年度においても、」というところを取ると。それから「また、園児への健やかな成長を期すために」これは「幼稚園においても」までも取っちゃって「期すために栄養バランスのとれた給食の提供を行います」「行っていきます」とかというふうに、これは幼稚園教育の充実についての。（「言っているわけですからね、最初から」の声あり）

次は、（5）は取るという、もうできたことだから。（「そうです」の声あり）

次は、社会教育の充実についてというのは、ずっと全般は取るということで、次に「特に」も取っちゃっていいんじゃないか。「青少年教育の分野で」というところを「青少年教育について各学校との密接な連携を保ちながら」これは「教育委員会で」とあえてしないで「関係事業を効果的に推進していきます」。「教育委員会」を取っちゃって。

それから、ずっとすると（7）（8）（9）となるんですね、図書館事業までが（9）になって、幼稚園教育が（7）になって、社会教育の充実についてが（8）になって、図書館事業については（9）になる。（5）（6）（7）（8）（9）（10）まであるんだね。

あとは図書館事業については「今年度においては」は取ったほうがいいですね。

文化財事業については、美里町郷土資料館はもう設置されているんですね。（「はい」の声あり）ですから、「資料館を中心に」でよろしいんじゃないかと。次は「町内の児童生徒を明確に対象とした歴史学習を実施するほか、町民を対象とする展示会をする等」これを「展示会を開催する等」とやったということだよ。（「そうです」の声あり）「企画・実施」これは去年のときには企画・実施は企画の中に住民を参加させるという意味も含まれていたんです。ですから、それを今度、郷土学習や展示会を開催するから、「文化財の展示」を取っちゃったら。「郷土学習を行います」「進めていきます」とか。（「展示を削除」の声あり）そうです。これは前に「町民を対象とする展示会」は「文化財の展示」ですよ。（「そうですね」の声あり）重いね。（「重い」の声あり）「学習を進めていきます」と。

次は、学習内容や学習形態の多様化、学習評価の工夫改善というところで、幼稚園教育のなんですけれども、これは「具体的な「10の姿」を目指した」、「10の姿」とは何でしょうか。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 幼稚園に通園するまでにこういうことができるようにしましょう、してください、できるだけ努めてくださいという具体的なのが幼稚園指導要領に出てくるんです。それで、ちょっと今具体的に手元にないんですけれども、それぞれの5つの項目がありますよね。5つの項目をさらに2つずつ、平均すればですけれども、具体的にあらわしたものがございまして、それは幼稚園の先生なら誰でもわかるといたら変ですけれども、そういう内容なんです。ただ、「10の姿」を全部10項目入れてしまうとすごくここだけが膨らんでしまうものですから、あえて入れていません。

教育長職務代理者（後藤眞琴） 一般の方は、参考資料とか何かでつければわかるけれども、これだけではわからないという。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） これは学校等に配付する内容なんです。それで、町民だとか、ほかの町の人に来たときに渡す冊子がありますよね。冊子版には入れたいと思っています。

教育長職務代理者（後藤眞琴） そうするとわかるという。（「はい」の声あり）もっと具体的な内容がわかるのですね。そうしたら、そう直す方がよろしいかなと。（「ありがとうございます」の声あり）

それから、次のページの学校教育のところの 指導方法、指導内容の改善充実と指導と評価の一体化。これは「特別の教科「道徳」、外国語科・外国語活動指導」これは具体的な科目のことを言っているんですね、教科目。（「そうです」の声あり）見るとみんなこれを教科目を

入れると国語も理科も全部入れなくてはならないような形になるので、これは取っちゃっていいのではないかという。新しくできたからということなんでしょうけれども。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） そういうつもりで入れましたが、わかりました。そこは削除ということで。

教育長職務代理者（後藤真琴） それから次の教育機会や教育システムの多様化の推進という形で、幼稚園教育、それから学校教育、次の2つのところまで。これは「特別支援教育専門員の活用」となっていますけれども、これは特別支援教育専門員というのは青少年指導員と、それから学校教育専門指導員も必要だから置いたわけです。とすると、これだけ読むと活用されていないから活用するんだととられかねない。（「かねないですよ」の声あり）ですから、取っちゃったほうがいいのではないかと。（「あえて入れなくても」の声あり）入れなくても。

それから、5 学習環境の整備と学習活動支援体制の充実というところにまた特別支援教育専門員の活用が出てくる。これも去年のところをよく見なかったのかもしれないけれども、特別支援教育担当教諭というのがいるんだから、「を中心とする保育の充実」とか、これも「特別支援教育専門員等の活用による」というのは取っちゃって「特別支援教育担当教諭を中心とする保育の充実」。

それから、次の学校教育のところの のところにもやはり「及び青少年教育相談員の活用」ではなく、これも取っちゃって。

それから、次の のところも「特別支援教育専門員の活用」という。

それから、 のところ。英語教育指導員というのが（「次年度」の声あり）平成30年度からだから今までのあるものの一番後につければいいのではないかと、ということ。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） ありがとうございます。

それで、最後のところ、番号が になっていきますけれども、これは当初の番号をそのまま書いているんですが、その項目をこの順番に の次に の項目を持ってきたいという意味でそのままの番号に入れています。（「そういう意味だったの」の声あり）

ほかに委員さん方で気づいたところがあったら教えていただければと思います。大変申しわけないんですが、それに後藤委員さんがされたメモなんかをできたら、最後にいただけると非常に間違いがなくていいかなと。回答もしますので。

教育長（大友義孝） ほかにこうしたほうがいいのではということはありませんでしたらお願いします。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） よろしいですか。（「はい」の声あり）

なお、あと専門員と相談員にもこれを渡してありますので、そちらとの若干こうしてほしいというのがあるかもしれませんので、それはそれで後で検討したいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長（大友義孝） それでは、日程第14、「平成30年度 美里町の教育」については以上で終わりにさせていただきます。

日程 第15 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

教育長（大友義孝） 次に、日程第15、基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について、これは継続事項となっておりますけれども、この件について説明をお願いしたいと思います。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 基礎学力向上の部分について、私から説明申し上げます。それから、いじめ・不登校対策等については後で出てくる生徒指導に関する報告と一緒に行うということでご了承いただきたいと思います。

それでは、資料を3枚配付しております。保・幼・小・中に関わるまちの主な行事予定（第2次案）というのがございます。それから指導主事訪問日、これは決定でございます。それからインフルエンザによる学級閉鎖の状況ということで配付いたしました。次年度の行事予定関係なんですけど、まだ第2次案ということでお渡ししてはいますが、これから変わる可能性がございます。昨年度の場合、第6次案までいっていますので、もう少し固まったらまた最終的なものを差し上げたいと思います。それから、この中に4月の定例教育委員会とか、5月の定例教育委員会を、今年の日にちに合わせてただ記入してありますので、このとおりになるとは限りませんので、そこはご了承いただきたい。それから、いじめ問題対策連絡協議会等も今年度の日にちに合わせて大体こんなところになるのかなということで予想で入れてありますので、それも変わる可能性がございます。それは参考に見ていただければと思います。また、気づいた点がありましたらお知らせください。

それから次に指導主事学校訪問日の予定日についてです。ここに例えば小牛田小学校さん、9月21日午後、B・1と書いてありますが、B訪問の授業数は1コマですよという意味でございます。それで、Bというのは何かというと、これまでA、B、C、Dの4種類の訪問がありまして、A訪問というのが授業に特化している学校の先生方、各担を持っている先生は全員授業をして、見ていただくというのはA訪問でございましたが、現在それは休止しております。

まだ復活しておりません。それで、B、C、Dから選ぶということになりますが、B訪問も一般訪問というものです。それで、これは授業を教員みんなで作らしましょうということで、事前に模擬授業をしたり先生方で話し合って指導案をつくる授業です。D訪問は、担当の先生が個人で指導案をつくるということになっているんですけども、B訪問はみんなで作るということで、その段階でいじめ・不登校を生まない学級、学校づくり及び学校課題に係る話し合い等も入れて教員のアクティブラーニングも図りましょう、子供だけではなく先生方もアクティブラーニングをしてくださいということで、そんな方向でB訪問は取り組むことになっています。それで、ほとんどはB訪問ということになっています。青生小学校だけD訪問がございます。D訪問というのは何かというと、特別訪問という名前で実施するんですが、校内研究にかかわる指導、助言を受けるという訪問でございます。それで、青生小学校さんは2種類の訪問を受けて合計3回の指導主事訪問を受けるということになります。ちなみにC訪問というものもあるんですが、それは指定校訪問といいまして、国とか県、あるいは市町村で指定した、この学校を何々のことについて研究してくださいと指定された場合に指導主事訪問で指導を受けるという内容になってはいますが、今回はC訪問はございません。それで、B訪問とD訪問だけということになっております。

では、指導主事訪問については以上です。

それから、もう一枚、インフルエンザによる学級閉鎖の状況をごらんいただきたいと思えます。今のところ、中埴小学校さんは学級閉鎖はございません。それから南郷小学校さんもございません。不動堂中学校もありません。それからごた幼稚園、なんごう幼稚園が今のところ学年閉鎖とか学級閉鎖をしていない。この調子で乗り切ってほしいなと思っております。不動堂小学校が結構流行っているといいますが、大変だったのかなと思えます。今週に入って、今日また小牛田小学校が学年閉鎖をしております。4年生だったと思えます。お知らせまででございます。

以上です。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま、説明報告をいただきましたけれども、何か委員さんから聞きたいこととかがあればお願いしたいと思います。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） それでは、日程第15の基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について、これは継続協議となっていますので、次回もあわせて協議を進めていきたいと思えます。

その他

日程 第16 小中学校卒業式及び幼稚園修了式について

教育長（大友義孝） それでは、その他に入ります。日程第16、小中学校卒業式及び幼稚園修了式について。では、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、私から、平成29年度の幼稚園、それから小中学校の卒業式の出席者の調整ということで先に配付をさせていただいております。昨年度の状況を参考にしましてこちらで割り振りさせていただきましたので、もし調整したいという委員さんがいらっしゃれば、その旨言っていただければと思います。

まず、3月9日の中学校の卒業式からになりますが、小牛田中学校には後藤委員、不動堂中学校には大友教育長と千葉委員、南郷中学校には成澤委員と留守委員に行っていただければと思います。

それから、3月15日木曜日の幼稚園修了式ですが、こごた幼稚園には後藤委員、ふどうどう幼稚園には大友教育長と千葉委員、なんごう幼稚園・保育園には成澤委員と留守委員。

それから、3月16日金曜日の小学校の卒業式になります。小牛田小学校には大友教育長、不動堂小学校には千葉委員、北浦小学校には須田教育次長、中埜小学校には後藤委員、青生小学校には留守委員、南郷小学校には成澤委員ということで調整をこちらでいたしました。もし変更等がある場合はここで調製させていただきたいと思います。

教育長（大友義孝） 成澤委員。

委員（成澤明子） いいですか。3月9日、私、ちょっと用事がありまして出席は難しいです。

教育総務課課長補佐（角田克江） そうしますと、3月9日の南郷中学校には留守委員は大丈夫でしょうか。では、3月9日は留守委員お1人でお願いしたいと思います。

教育長（大友義孝） あくまで予定だから、今わかっている範囲内で結構ですので、ここだけはどうしても行けないとか教えていただきたいと思います。平等に事務局では割り振っていただいたわけですので、できる限りそのとおりに行きたいと思いますので、委員の皆さん、よろしくお願い申し上げます。もしどうしても、特に後藤委員さんのところはお1人なので、ここで後藤委員さんがご都合が悪くなったときは2人いるところ、つまり中学校の部分は千葉委員か私かどちらか、後藤委員さんが都合悪くなれば回ると、誰かが行かなければならないでしょうから、そういった部分にもなりますね。そういう形で対応をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

教育総務課課長補佐（角田克江） よろしく申し上げます。ありがとうございます。

教育長（大友義孝） それでは、日程第16についてを以上で終わります。

日程 第17 平成30年3月教育委員会定例会の開催日について

教育長（大友義孝） では、日程第17、平成30年3月教育委員会定例会の開催日でありま
すけれども、事務局で何か、今のところこの日がいいんじゃないかというところはございま
すか。

教育総務課長補佐（角田克江） そうですね。3月議会終了後ということになりますので、3
月の最終週になろうかと思えます。参考までに昨年度は3月27日に開催しています。（「2
7日がいいんじゃない。26日だったら」の声あり）3月26日月曜日の午後ですね。

教育長（大友義孝） 皆さん、どうですか。大丈夫ですか。成澤委員も大丈夫ですか。26日
月曜日。今のところ行事予定としては入っていないんだよね。

教育総務課長補佐（角田克江） そうですね。特に何もありません。（「議会が終わる」の声あ
り）

教育長（大友義孝） それでは、3月教育委員会定例会は3月26日月曜日、午後2時からこ
の場所でということで、（「1時半」の声あり）1時30分。（「そうですね」の声あり）1
時30分に、ここ206会議室で行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。（「す
みません、ちょっと」の声あり）

教育次長兼教育総務課長（須田 政好） 今、3月の定例会の日程をお決めいただきましたけれ
ども、その前にたびたび申しわけありませんが、総合教育会議を町長に開催を申し出るとなっ
ています。その前段で臨時会をお願いしたいと思えます。すみません。案件は教育振興基本計
画、こちらをまず確定させて、それに伴って町長から協議が入っていました教育大綱、そちら
をもしできれば年度内にその案を提出したいと思っています。町長からは一つの案として出さ
れてきたものがありました。それは現在の総合計画・総合戦略にある抜粋部分であって、この
会議で協議したところ、教育委員会としてはもう少し体系を見直して行っていこうという話し
合いが前の会議で行われました。それに伴って教育振興基本計画を作成して、それに基づく大
綱を作成した上で町長に教育大綱案を教育委員会としてお渡ししたいと思えます。それについ
て、平成29年度末まで教育委員会としての協議をして、案を提出するというお話もし

ておりましたので、できれば3月中にその作業を行いたいと思います。それで、町長の都合で総合教育会議がどの日時で設定されるか、まだ決まっていませんし、予定として立てられないのですが、その前段に、3月の中旬ぐらいに早目に教育委員会として決しておきたいと思っています。その日程を後ほど個別に教育長の日程と、それから委員皆さんに臨時会の日程をお願いに上がりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長（大友義孝） 総合教育会議がいつになるか未定ですが、その前に委員会、臨時会で話し合いたいということがございますので、日程については改めて委員の皆さんにご相談申し上げるということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「休憩、ちょっと」の声あり）休憩します。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時35分

【秘密会】

午後5時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課角田克江が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

署名委員 _____

署名委員 _____